社会福祉法人能代ふくし会

役員等の報酬規程

（目的）
第１条　この規程は、本会の業務に執務する役員等に支給する報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給基準について、必要な事項を定めるものとする。ただし、常勤者は除く。

（役員等の定義）
第２条　役員等の定義は次のとおりとする。
（１）　評議員
（２）　理事
（３）　監事
（４）　評議員選任・解任委員
（５）　第三者委員
（６）　その他、本会の業務遂行のために会議等に出席を依頼した者

（報酬等の支給）
第３条　報酬等の支給は、本会が主催する会議もしくは研修に出席した時に、その勤
務実態に応じて支給する。
２　在勤地外における会議もしくは研修については、費用弁償として旅費相当額を
支給する。

（報酬の種類及び支給基準）
第４条　報酬は、拘束時間に応じて次のとおりとする。

区　　分	５時間を超える場合	５時間未満の場合
評議員	２０，０００円	１０，０００円
理事	２０，０００円	１０，０００円
監事	２０，０００円	１０，０００円
評議員選任・解任委員	１５，０００円	７，５００円
第三者委員	１０，０００円	５，０００円
第２条第６号該当者	１０，０００円	５，０００円

（細則）
第５条　その他、実施に関し必要な事項は理事長の定めるところによる。

附　則
１　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。